

市立四日市病院N I C Uほか空調機更新事業

設計・施工者選定 公募型プロポーザル 実施要領

令和5年12月

四日市市
市立四日市病院

1. 目的

市立四日市病院（以下「当院」という。）は、住民の生命と健康を守り、福祉の増進を図るべく、救急医療、高度医療などの急性期医療を提供し、三重県の北勢地域において中核的な役割を果たしている。

当院は、24時間365日休みなく稼働させなければならないことから、工事に際しては、医療機能の担保、患者さんをはじめ利用者の安全確保および騒音・振動等にも十分な対策が必要となるため、非常に難度の高い工事となることが想定される。

このため当院では、市立四日市病院NICUほか空調機更新事業（以下「事業」という。）の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的に、設計・施工一括発注方式を採用することとし、優れた技術力等を有する最適な契約の相手方となる候補者を公募型プロポーザル方式により選定する（以下「プロポーザル」という。）。

2. 発注者

四日市市 四日市市病院事業管理者

3. 事業の概要

- (1) 事業名 市立四日市病院NICUほか空調機更新事業
- (2) 履行場所 三重県四日市市芝田二丁目2番37号 市立四日市病院
- (3) 事業期間 契約締結日（令和6年3月予定）から令和7年2月28日まで
- (4) 事業内容

新生児集中治療室をはじめとする病棟等における既設空気調和機設備を更新するための設計・施工を一体的に実施する。

- ・建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下、「建設工事」という。）

建設工事の種類	管工事
---------	-----

- ・建設工事に関連する設計業務（以下、「設計業務」という。また、建設工事および設計業務を併せて、以下「工事等」という。）

- (5) 工事等内容

市立四日市病院NICUほか空調機更新事業 要求水準のとおり

- (6) 事業上限額

事業に係る上限額は、以下のとおりとする。

事業上限額： 87,000,000円（消費税及び地方消費税含まない）

※この上限額とは、「建設工事」および「設計業務」の合計金額とする。

4. 事務局

市立四日市病院 事務局 施設課

所在地 〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号
電話 059-354-1111 FAX 059-352-1565
E-mail byouinshisetsu@city.yokkaichi.mie.jp
URL <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/hospital/index.html>

5. 参加条件

(1) 参加資格

プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、以下に示す要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 令和5年度四日市市請負工事入札参加資格者名簿（経営事項審査の審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）において、業種「管」で登録されている者。
- ウ 管工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の許可を有する者。
- エ 管工事について、有効期限内の経営事項審査を受けている者。
- オ 本実施要領の公告日から契約候補者決定までの期間において、四日市市から入札参加資格停止措置を受けていない者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定がなされた若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定がなされた若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者。
- キ 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。
- ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該3保険を「社会保険等」という。）。なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認を行なうものとする。
- ケ その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者。
- コ 審査基準日が令和3年10月1日から令和4年9月30日までの経営事項審査結果通知書における管工事に係る総合評定値（P）が、700点以上あり、かつ完成工事高が80,000,000円以上である者。
- サ 建設工事および設計業務のそれぞれの期間中において、以下に示す配置技術

者要件を満たす者（以下「配置技術者等」という。）を配置できる者。

●建設工事

配置技術者等要件※1	求める資格	
・現場代理人	1級管工事施工管理技士	常駐 ※2
・主任技術者または監理技術者	1級管工事施工管理技士	建設業による配置 ※3

※1 現場代理人と主任技術者または監理技術者は、これを兼ねることができるものとする。また、営業所の専任技術者の方は現場代理人、主任（監理）技術者にはなれないものとする。

※2 現場代理人の配置期間は契約工期とするが、工事期間のうち、現場施工が不稼働であることが明確な場合は、その期間中に限り工事現場への常駐は求めないものとする。

※3 主任技術者又は監理技術者の配置期間は契約工期とするが、工事期間のうち、現場施工が不稼働であることが明確な場合は、その期間中に限り専任を要しないものとする。

●設計業務

配置技術者要件	求める資格
管理技術者	設備設計一級建築士 又は 建築設備士

(2) 参加に関する留意事項

- ア プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- イ プロポーザル参加にあたり使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- ウ 参加者が1者の場合でもプロポーザルは実施するものとする。
- エ 設計業務の履行については、設計管理技術者が行わなければならない業務を除く部分を発注者の承諾を得て委託することが出来るものとする。
- オ 参加を辞退する場合は、技術提案受付の締切日までに辞退届（様式 13）を事務局に提出するものとする。

6. 実施スケジュール

	項 目	日 程
①	実施要領等の公告 (当院ホームページに掲載)	令和5年12月19日(火)
②	現地確認参加申込の受付	公告日から 令和5年12月25日(月)まで
	現地確認の実施	令和5年12月26日(火)から 令和5年12月28日(木)まで
③	実施要領等に関する質問の受付	公告日から 令和6年1月12日(金)まで
	実施要領等に関する質問の回答	令和6年1月17日(水)
④	参加意向申出書等の受付	令和6年1月18日(木)から 令和6年1月24日(水)まで
	参加資格確認結果の通知	令和6年1月30日(火)
⑤	技術提案の受付	令和6年1月18日(木)から 令和6年2月14日(水)まで
⑥	技術提案に関する質問の送付	令和6年2月27日(火)
	技術提案に関する回答の受付	質問の送付日から 令和6年3月4日(月)まで
⑦	技術提案の審査(予定)	令和6年3月7日(木)
⑧	審査結果の公表(予定)	令和6年3月12日(火)

7. 現地確認

(1) 申込方法

ア 現地確認を希望する場合は、現地確認参加申込書(様式1)を事務局宛てに電子メールにより提出すること。また、送信後は、事務局に対して必ず受信確認を行うこと。

イ 申込の受付は、公告日から令和5年12月25日(月)の平日午前9時から午後4時までとする。

ウ 実施日時(令和5年12月26日(火)から令和5年12月28日(木)の3日間の内のいずれかの日)の連絡は、現地確認参加申込書に記載の担当者に電子メールで連絡する。

(2) 留意事項

ア 診療業務に支障のない範囲内で行うものとする。

イ 現地確認者は、最小限の人数(3名以内)とする。

ウ カメラ等による撮影は、事務局の立ち合いのもと可能とするが、患者やスタッ

フが映り込まないように留意すること。

エ 院内ではマスクを着用すること。

オ インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の感染状況またはその他病棟の状況により、延期・中止または確認方法の変更（写真、映像等による確認）をすることがある。

(3) 貸与資料

ア 貸与資料は、工事対象設備を設置した工事の図面一式（空調設備工事の竣工図及び施工図）の電子媒体(PDF 及び CAD(JWW))とする。

イ 資料の貸与を希望する場合は、現地確認参加申込書の参考資料貸与希望欄に☑チェックすること。

ウ 参考資料の受渡しは、現地確認実施日に行う。なお、記録媒体(DVD)は、参加者が準備するものとする。

エ 貸与資料は、プロポーザルに係る技術提案以外の目的で使用してはならない。

8. 質問・回答

(1) 質問

ア 本実施要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式2）に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、事務局宛に電子メールにより提出すること。また、送信後は、事務局に対して必ず受信確認を行うこと。なお、電話などによる個別の質問は受付けない。

イ 受付は、公告日から令和6年1月12日（金）の平日 午前9時から午後4時までとする。

(2) 回答

回答は、令和6年1月17日（水）に当院のホームページで公表する。なお、口頭による個別対応は行わない。また、回答は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

9. 参加申込

(1) 申込方法

ア プロポーザルの参加申出者は、以下に示す書類を提出すること。

(ア) 参加意向申出書 (様式3-1)

(イ) 参加資格要件チェックリスト (様式3-2)

(ウ) 配置予定技術者 (様式3-3)

イ 提出部数は、1部とし事務局に持参により提出すること。

ウ 受付は、令和6年1月18日（木）から令和6年1月24日（水）の平日 午前9時から午後4時までとする。

(2) 参加資格確認結果の通知

ア 参加資格確認の結果は、令和6年1月30日（火）付けの書面及び電子メールにより通知する。なお、資格確認の基準日は、参加意向申出書の受付日とする。

イ 参加資格を満たさないと判断された参加申出者は、令和6年2月1日（木）までに書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。その場合は、事務局に持参により提出すること。なお、理由説明は、令和6年2月6日（火）までに書面で行うものとする。

(3) 留意事項

配置予定技術者等の変更は、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合の除き、認められないものとする。

10. 技術提案

(1) 提出方法

ア 参加者は技術提案として、次に示す書類（以下「技術提案書」という。）を提出（ファイル綴じ）すること。

- | | | | |
|-----|---------|----------|------------|
| (ア) | 技術提案書 | | (様式4) |
| (イ) | 体制・実績 | 地域貢献度 | (様式5) |
| (ウ) | 体制・実績 | 企業の施工実績 | (様式6) |
| (エ) | 体制・実績 | 技術者の施工実績 | (様式7) |
| (オ) | 施工・工程計画 | 施工計画 | (様式8) |
| (カ) | 施工・工程計画 | 施工日数 | (様式9-1、2) |
| (キ) | 空調システム | 空調システム | (様式10) |
| (ク) | 空調システム | 機能向上 | (様式11) |
| (ケ) | 事業費見積書 | | (様式12-1、2) |

イ 提出部数は、7部とし事務局に持参により提出すること。

ウ 受付は、令和6年1月18日（木）から令和6年2月14日（水）の平日 午前9時から午後4時までとする。

(2) 留意事項

ア 技術提案書の提出は、1参加者につき1提案とする。

イ 技術提案書の追加及び修正等は原則認めない。

ウ 技術提案内容に含まれる特許権、意匠権および商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。

エ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するが、書類の返却は行わない。なお、情報公開請求があった場合の取扱いは、「四日市市情報公開条例及び四日市市情報公開条例事務取扱要領」によるものとする。

(3) 技術提案書の作成方法

- ア 技術提案書は、それぞれ指定の枚数の範囲内で記述すること。
- イ 記述する文字の大きさは、11ポイント程度とすること。(イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。)
- ウ 技術提案の内容は、具体的かつ簡潔に記述すること。
- エ 技術提案は、提案内容の効果等について、数値化できるものは可能な限り数値化して記述すること。また、必要に応じて記述した内容を補足説明するための図面・表・写真等の写しを挿入しても良いものとする。
- オ 参加者が特定できる企業名等の表示はしないこと。
- カ 技術提案書は、A4片面印刷(カラー・モノクロは問わない)とする。

11. 候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルの実施に伴い、市立四日市病院NICUほか空調機更新事業 設計・施工者選定 公募型プロポーザル 審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(2) 選定方法

- ア 審査委員会は、市立四日市病院NICUほか空調機更新事業 設計・施工者選定 公募型プロポーザル 審査要領(以下「審査要領」という。)に基づき、参加者の技術提案について審査を行うものとする。
- イ 審査委員会は、審査結果により参加者の中から最優秀提案者および優秀提案者を選定する。
- ウ 審査委員会で選定された最優秀提案者を契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)とする。また、優秀提案者を契約の相手方となる次点候補者(以下「次点候補者」という。)とする。

12. 技術提案に関する質問・回答

(1) 質問

- ア 審査委員会から技術提案の内容について、質問を行うものとする。
- イ 質問内容は、事務局から技術提案書に記載の担当者に電子メールで送付する。
なお、質問がない場合でも、その旨を送付するものとする。
- ウ 質問日は、令和6年2月27日(火)とする。

(2) 回答

- ア 回答は、任意様式により事務局宛に電子メールにより提出すること。また、送信後は、事務局に対して必ず受信確認を行うこと。

イ 回答は、質問送付日から令和6年3月4日（月）の平日 午前9時から午後4時までとする。

ウ 回答は技術提案と一体のものとして取扱うものとする。

13. 審査結果の通知等

(1) 審査結果は、参加者全員に対して、令和6年3月12日（火）付けの書面および電子メールにより通知する。なお、審査結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。

- ・通知相手先の順位と総合評価点
- ・最優秀提案者の名称と総合評価点
- ・その他の参加者の総合評価点（名称は伏せる）

(2) 候補者に対しては、随意契約に向けての協議調整の進め方等について通知する。

また、次点候補者に対しては、候補者と協議調整が整わない場合の随意契約に向けての協議調整の進め方等について通知する。

14. 情報公開及び提供

最優秀提案者決定後の当院ホームページ上での情報公開及び提供については、以下のとおりとする。

(1) 公表の範囲

- ア 参加者名
- イ 最優秀提案者および優秀提案者
- ウ 審査委員会委員の役職・氏名

(2) 非公表の範囲

- ア 参加者の評価点

15. 参加者の失格

参加者が以下に示すいずれかに該当する場合は、失格とします。なお、失格と判断した場合は、速やかに該当者に通知するものとする。また、審査委員会の審査結果によるものは、「13. 審査結果の通知等」によるものとする。

- ア 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 参加者が、本実施要領「5. 参加条件（1）参加資格」に記載する要件を満たさなくなった場合
- エ 審査要領に定める失格基準に抵触する場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為を行ったと認められる場合
- カ その他本実施要領等に違反すると認められる場合

16. 契約

- (1) 契約方式は、設計・施工一括発注方式とする。
- (2) 候補者は、発注者と協議調整、見積り合わせを行ったうえで、合意が得られた場合に、随意契約の締結（工事請負契約、契約書(案)参照）を行う。
- (3) 候補者と協議調整、見積りに合意できない場合、または、その他の理由において、候補者との契約を締結できないと判断される場合は、次点候補者と随意契約締結（工事請負契約、契約書(案)参照）に向けた協議調整、見積り合わせを行う。

17. 技術提案の履行

契約を締結した事業者は、技術提案書に記載する事項について責任を持って履行するものとする。